

大切な
お知らせ

就学援助制度について

1 就学援助制度とは

経済的な理由により、お子さまを小・中学校へ就学させるのにお困りの方に対して、学用品費や給食費などを援助する制度です。

2 対象になる方 ※次に掲げる方で「3 主な申請理由」のいずれかに該当する方

- 広島市立の小・中学校に通うお子さまの保護者
- 広島市に居住し、広島市立以外的小・中学校に通うお子さまの保護者 など

3 主な申請理由

- 経済的にお困りの方(認定基準と年間総所得の比較による審査(※)を行います。)
- 児童扶養手当の支給を受けている方
- 生活保護を受けている方 など

申請理由によって添付書類が異なります。詳しくは、「令和7年度 就学援助制度について(お知らせ) (以下「就学援助のお知らせ」といいます。))を御確認ください。

※ 所得審査における認定となる目安額(給与収入の場合)について

世帯人数 (世帯構成)	2人 (親1人・中学2年生)	3人 (親2人・中学2年生)	4人 (親2人・中学2年生 ・小学3年生)	5人 (親2人・中学2年生 ・小学3年生・2歳)
給与収入の目安 (世帯合計)	約406万円	約464万円	約527万円	約562万円

※世帯の人数、年齢により給与収入の目安は異なりますので、大まかな目安としてください。

4 主な支給費目と支給額

区 分		新 入 学 学用品費等	学用品費等	給食費・修学旅行費・野外活動費
小学校	1 年	54,060円	13,230円	実費 (一部、限度額あり)
	2～6年		15,500円	
中学校	1 年	63,000円	25,040円	
	2・3年		27,310円	

※在籍する学校、認定区分、住所地等により支給費目が異なります。詳しくは、「就学援助のお知らせ」を御確認ください。

◆ 提出書類：「令和7年度 就学援助費申請書」(「就学援助のお知らせ」内にあります。)

※申請時には必ず内容を御確認ください。

◆ 提出先：「お子さまが通っている学校」又は「広島市教育委員会学事課」(どちらも郵送可)

◆ 受付期間：随時、受け付けています。(令和7年4月までに申請した場合は4月から認定。令和7年5月以降に申請した場合は申請月から認定となります。)

※ 制度の詳細は、「令和7年度 就学援助制度について(お知らせ)」を御確認ください。

「就学援助制度」
に関する情報は
こちら ▶



【問合せ先】

お子さまが通っている学校
又は広島市教育委員会学事課 電話:(082) 504-2469